種を超えた正義

氏名：山本広平
名列番号：165
学籍番号：1751020458
指導教員：足立英彦
提出日：2021 年 1 月 13 日

論文要旨

本論文では、動物に対して行われる残酷な扱いをどのような理論に基づいて禁止するべきかを、ケイパビリティ・アプローチを社会正義の方向へと発展させ、障がい・国境・種を超えた正義の必要性を説くマーサ･C･ヌスバウムの議論に沿って検討していきたいと思う。一章では、ヌスバウムの議論の出発点として、なぜ動物への残酷な扱いが正義の問題を提起するのかを、動物への直接的な義務を否定するロールズの契約主義的な議論を批判する形で論じる。二章では、動物の残虐な扱いを直接的に禁止しうる功利主義の観点から、動物にも利益に対する平等な配慮が認められるべきであると主張するシンガーの動物解放論を概観し、その議論に対する批判やその問題点を挙げる。三章では、ロールズの契約説とシンガーの功利主義的議論のそれぞれの利点を引き継ぎつつ、それぞれの問題点を克服したケイパビリティ・アプローチを概観し、そこで示されるケイパビリティの 10 個のリストを参考に、動物が何をなしうるのか、それにともなって私たち人間がそして社会が、動物に対して負う責務とはどのようなものなのかを具体的な形で示したい。その後、ケイパビリティ・アプローチに対する批判として、直観の入り込む余地が大きく恣意的な政治原理が採択されかねない点や閾値の設定が曖昧であることを指摘し、その批判に対する再反論を述べる。最後には、本文のまとめと、動物に対する残酷な扱いをやめさせ、動物の尊厳のある生活を確かなものにするという実際上の問題を解決するためには、契約説や功利主義の理論ではなく、ケイパビリティによるアプローチがもっとも優れているという結論を述べる。

〈目次〉

はじめに
一章　ロールズの正義論
　一節　カント的な人格の構想に関する問題
　二節　契約説の構造に関する問題
二章　功利主義
　一節　シンガーの動物解放論
　二節　功利主義の問題点
三章　ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ
　一節　ケイパビリティ・アプローチの拡張
　二節　ケイパビリティ・アプローチの特徴
　三節　ケイパビリティのリスト
　四節　ヌスバウムへの批判
おわりに

はじめに

ピーター・シンガーは、彼の著作『動物の解放』の中で、功利主義の立場から、人間と同様に動物もまた利益に対する平等な配慮を受けるべきであり、工場畜産と動物実験の残酷さを白日の下にさらすともにそれらの廃止・禁止を主張した。この主張は、動物の権利に関する運動に大きな影響を与え、今なお与え続けている。その一方で、シンガーの動物解放論には様々な批判がある。そのうちの有力な批判の一つが、利害関係者の快楽と苦痛（選好充足と不充足）を合算し、それが最も大きくなる（満たされる）のであれば、一部の関係者への耐え難い不利益をも容認してしまうというものである。

動物への残虐な扱いを阻止し、かつ受け入れがたい突飛な結果をもたらさないような理論は他にないだろうか。そこで本稿では、上に述べたような功利主義に向けられた批判を解決しつつ、契約説の強みも兼ね備えたマーサ・C・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチに着目する。ケイパビリティ・アプローチは、経済学者のアマルティア・センによって提起された理論であり、端的に言えば、「目的（機能）の多様性に目を向け、それを達成する機会の有無に焦点を当てる尺度」[1]を用いて、人間の尊厳のある生活と言える閾値を設定し、ある人の生活がその閾値に届いていないとするならばそこに不正義があると主張するものである。ヌスバウムは、このケイパビリティ・アプローチにおいて尊厳のある生活を実現するために重要だと考えられるケイパビリティをリスト化した。これがヌスバウムとセンの最大の違いである。さらにヌスバウムは、このアプローチを人間以外の動物にまで拡大適用し、私たち人間には、動物たちが尊厳のある生活を送ることができるようにする直接的な責務があると主張する。

本論文では、動物に対して行われる残酷な扱いはなぜ禁止されるべきなのか、いかにして禁止するべきかを、ケイパビリティ・アプローチを社会正義の方向へと発展させたマーサ・C・ヌスバウムの議論に沿って検討していきたいと思う。一章では、ヌスバウムの議論の出発点として、なぜ動物への残酷な扱いが正義の問題を提起するのかを、動物への直接的な義務を否定するロールズの契約主義的な議論を批判する形で論じる。二章では、動物の残虐な扱いを直接的に禁止しうる功利主義の観点から、動物にも利益に対する平等な配慮が認められるべきであると主張するシンガーの動物解放論を概観し、その議論に対する批判やその問題点を挙げる。三章では、ロールズの契約説とシンガーの功利主義的議論のそれぞれの利点を引き継ぎつつ、それぞれの問題点を克服したケイパビリティ・アプローチを概観し、そこで紹介されるケイパビリティのリストを参考に、動物が何をなしうるのか、それにともなって私たち人間がそして社会が、動物に対して負う責務とはどのよう

[1] 宇佐美誠ほか『正義論―ベーシックスからフロンティアまで』77 頁（法律文化社、2019）。

なものかを具体的な形で示したい。その後、ケイパビリティ・アプローチに対する批判として、直観の入り込む余地が大きく恣意的な政治原理が採択されかねない点や閾値の設定が曖昧であることを指摘する。最後には批判に対する再反論を述べ、結論として、動物に対する残酷な扱いをやめさせ、動物の尊厳のある生活を確かなものにするという実際上の問題を解決するためには、契約説や功利主義の理論ではなく、ケイパビリティによるアプローチがもっとも優れていると論じる。

一章　ロールズの正義論

一節　カント的な人格の構想に関する問題

ヌスバウムは『正義のフロンティア』の序論で、社会契約の理論で解決できていない三つの問題を挙げた。一つ目は身体的・精神的な障害を持つ者の扱いについて、二つ目は国籍や出生地の違いによる貧富の差について、そして三つ目は人間以外の動物への残酷な扱いについてである。そして、ヌスバウムは、社会契約という伝統的なアプローチの中でも最も強力と思われるロールズの理論によってでも、これらの問題を解決することができないと述べ、この三つの分野においてはケイパビリティ・アプローチの方が優れていると主張する[2]。以下では三つ目の動物の扱いについてのみ述べる。ヌスバウムはロールズの理論に二つの誤りがあると指摘している。その二つの誤りとは、カント的な人格の構想に関するものと、契約説それ自体の構造に関するものである。以下ではその契約説の誤りについて詳しく見ていくことにする。

カントは彼の数ある著作の中で、人間以外の動物に関する議論について多くは語っていない。しかし『カントの倫理学講義』の中で短くはあるが次のように述べている。

> 禽獣は自分自身を自覚しないという意味で、単に手段として存在しているにすぎない。しかし、人間は目的であるから、「何故に人間は存在するか。」と問うことはできない。禽獣の場合には、「何故に禽獣は存在するか」と問うことができる。それでわれわれには、禽獣に対する直接的義務は存在しない。禽獣に対する義務〔がもしあるとすればそれ〕は、人間性に対する間接的義務である。[3]

上の引用部分の通り、カントは人間が動物に対して何らかの直接的な義務を負うことを否定している。間接的義務についての論証は、動物は人間に類似したものであるというところから始まる。カントによると、人間が動物に対して親切な時には、他の人間に対しても親切にふるまうようになるし、一方で人間が動物に対して残酷な時には、他の人間に対

---

[2] マーサ・C・ヌスバウム（神島裕子訳）『正義のフロンティア　障碍者・外国人・動物という境界を越えて』（法政大学出版局、2012）7 頁。

[3] パウル・メンツァー編（小西國夫＝永野ミツ子訳）『カントの倫理学講義』（三修社、1979）306、307 頁。

しても残酷にふるまうことになる。われわれ人間は、人間に対して親切にしなくてはならないので、その限りで動物に残酷な仕打ちをしてはならない。人間以外の動物それ自体の価値というものはなく、それらに対して人間は、あくまで間接的な義務のみを負うことになる。ヌスバウムは、動物への親切に関するこの議論を、心理学的に根拠のない主張であり、人間以外の動物を内在的価値のないものとして考えている点を批判している[4]。

ロールズは「同情と慈愛の義務」という動物に対する道徳的な義務を認めている。ロールズは『正義論』の中で動物に関して次のように述べている。

> 確かに、動物を残酷に取り扱うことは不正であり、すべての種を絶滅させることは重大な悪事となりうる。快苦を感じる能力と、動物が営むさまざまな生活形態の能力は明らかに、動物に対する深い同情と慈愛の義務を私たちに課す。私たちはこうした熟考された信念を説明することを試みようとは思わない。そうした信念は正義の理論の範囲外にあり、無理のない仕方でその信念を包含するべく契約理論を拡張することが、可能であるようには思われない。[5]

ロールズは、動物が快楽と苦痛とを感じることができることを理由に、動物に対して同情し、慈愛の心を持つという道徳的義務があることまでは認めているものの、動物の問題を正義の問題として扱うことができないと述べている。このようにロールズが主張するのは、動物にある一定程度までの善の構想に関する能力と正義感覚の能力が備わっていないからである[6]。こうしたロールズのカント的な人格の構想は、正義の原理を編み出した共同体の構成員から障害を持つ者や人間以外の動物を排除してしまっている。

このように、ロールズは、動物に対して“同情と慈愛の義務”という道徳上の義務があることを明言する一方で、動物への残酷な扱いに関する問題を正義の主題ではないとしている。ヌスバウムは、動物を尊厳のある生活をなしうる存在であるとし、動物が残酷な扱いを受けていることは正義の問題を提起すると主張している。同情と慈愛の問題ではなく、正義の問題だと主張することにはどのような意味があるのか。ここでヌスバウムは、「同情は、それ自体によって、悪事の責めという本質的な要素を切り捨ててしまう」[7]と述べている。誰かが不遇な目に遭って苦しんでいる時、その苦しみを与えている存在の有無によって私たちは二通りの反応を示す。苦しみを与えている存在がいない場合、つまり誰のせいでもない状況によってその苦しみが生じている場合、私たちは「かわいそうに」と同情

---

[4] ヌスバウム・前掲注（2）376、377 頁。

[5] ジョン・ロールズ（川本隆史ほか訳）『正義論』（紀伊国屋書店、2010）670、671 頁。

[6] ロールズ・前掲注（5）661 頁

[7] ヌスバウム・前掲注（2）383 頁。ヌスバウムは慈愛についても同様に考えている。以下では同情と慈愛の義務を同情の義務と記す。

を覚える。これは老衰により死にかけている人や病気の人を想像するとわかりやすいだろう。一方、その苦しみが何者かによって引き起こされている場合、つまり殺人や傷害というような加害者が存在するケースにおいて、私たち人間は被害者に同情するだけでなく、その被害者が生命や自由への権利を有していることを理由に、そうした重要な権利を侵害する行為は不正であり、禁止されるべきだと考えるだろう。そしてこの人間の権利を守るのは、間違いなく正義の問題であると言える。これは動物のケースにおいても同様に考えられる。私たちは、誰のせいでもない病気で死にかけている動物へ同情を覚える。そして私たちは、人間によって自由を奪われ、傷害され、残酷に扱われている動物の苦しみに対して同情を覚えるだけでなく、その行為の禁止を求めるべきなのである。そしてその禁止の根拠は、動物がそれ自体としての固有の価値を有していること、そして尊厳のある生活をなしうるということである。「同情の義務」とはただ同情を引き起こさせる義務でなく、同情の結果生じる義務でなくてはならない。[8]

二節　契約説の構造に関する問題

前節でカントとロールズの契約説には、そのカント的な人格の構想に問題があることを示したが、ヌスバウムはカント的な人格構想と契約説とを切り離したとしてもなお契約説に問題が残ると論じている[9]。その問題とは、人間と人間以外の動物との契約という観念が空想的であるということだ。契約説において、契約の当事者は、互いの有利性を確実なものにするために、またそれを増大させるために、社会協働の中で自分たちが従うことになる原理を作ると想定されている。ここで作り出される原理は、当事者の利益のためのものであり、当事者以外の利害関心を考慮したものではない。「誰が原理を作るのか」という問いと「誰のための原理か」という問いとを融合しているため、契約の当事者になることができないとその者が持つ利害関心を考慮に入れることができない[10]。その結果、重度な知的障がいを持つ者や人間以外の動物はおのずと原理の恩恵を受けることができなくなってしまう。この問題をわかりやすくするために、契約説でしばしば用いられる自然状態を例に説明したい。人間同士の社会契約を考える際、自然状態というフィクションは私たちの思考の助けとなってくれる。これは自然状態が現実味を帯びていなくてはならないことの裏返しでもある。人間同士が自然状態にあれば、彼らの能力とニーズを把握し、彼らが相互の利益のためにどのような契約をどのように結ぶかを想像することができる[11]。しかしながら、人間以外の動物との契約となるとこうしたフィクションが成立しない。契約は

---

[8] ヌスバウム・前掲注（2）383 頁。

[9] ヌスバウム・前掲注（2）380 頁。

[10] ヌスバウム・前掲注（2）397、398 頁。

[11] ヌスバウム・前掲注（2）380 頁。

あくまで大まかに平等な者たちの間でなされるものであるが、人間と動物の間の力の差はあまりにも大きく、それらの間の契約という観念を想像することが難しい。人間は自分を食い殺すかもしれない動物を予め殺してしまうことができるし、仮に動物と契約を結んだとしても、真に相互の利益のために結んだということはできない。かくして契約説では、相互利益性という社会協働の目的のため、正常な人間と力の差がある存在を契約の当事者とすることができず、障がいを持つ者や人間以外の動物を契約から除外し、彼らへの不当で残酷な扱いを正義の主題として扱うことができなくなってしまう。

ケイパビリティ・アプローチは政治的リベラリズムの一種であり、重なり合うコンセンサスがいずれ生じるという前提のもと成り立っている理論である。このアプローチもロールズの契約論と同じ問題を抱えそうではあるが、ヌスバウムはこの問題を解決している。このアプローチがこの問題をどのように解決しているかは三章で述べることにする。

二章　功利主義

一節　シンガーの動物解放論

ヌスバウムは、自身のケイパビリティ・アプローチが功利主義を契約主義以上に強く批判するものであるとする一方で、動物にかかわる分野においては、それらの間に高い親和性があると述べている[12]。ジェレミー・ベンサムから始まった功利主義は、苦痛を悪とする見解によって、どのような理論よりも力強く動物の権利を支持してきた。特に平等という観念を功利主義的に問い直し、工場畜産や動物実験に対して痛烈な批判を行ったシンガーの動物解放論は、私たちの時代に種を超えた倫理思想をもたらした。この章ではこのシンガーの動物解放論を概説した後、ヌスバウムによるシンガーの動物解放論を含めた功利主義への批判を紹介する。

シンガーは、動物の平等について論じる前に、なぜ人々は平等であるのかを検討している。すべての人間が実際に同等であるということは、私たち人間が人種や性別、宗教を問わず、平等であると論じる根拠になり得ない。なぜならば、体の大きさや、知的能力、意思を伝達する能力など、同等と思われる人間の間にもさまざまな違いがあるからだ[13]。シンガーは、ベンサムの『道徳および立法の諸原理序説』から引用し、苦痛を感じる能力は利益に対する平等な配慮を受けるための重要な特質であると述べている[15]。次にシンガーは、動物が実際に苦痛を感じる能力を持っていることを、生物学的な観点と私たちが外部から観察できる情報を組み合わせて論じ[16]、苦痛を感じることが利益に対する平等の配慮

---

[12] ヌスバウム・前掲注（2）385 頁。

[13] ピーター・シンガー著（戸田清訳）『動物の解放』（技術と人間，1988）26 頁。

[15] シンガー・前掲注（13）31 頁。

[16] ここでは生物学的な根拠などについて論じない。

を受ける根拠であり、動物は苦痛を感じることができると述べた。これらから言えることは、動物は利益に対する平等な配慮を受けることができるということである。これは人間の利益であろうと、動物の利益であろうと、同じ利益として平等に全体の幸福の算出に用いられるということを意味している。それにもかかわらず動物は、狭いケージに閉じ込められ、体を縛り付けられ、薬品にさらされ、身体を傷害されている。当然これらの残酷な行為は動物の利益を損なうものである。実際このような仕打ちを受ける動物の多くは、苦痛を感じる能力を有していると考えられている。こうした問題についてシンガーは、「ほとんどの人間は、動物に苦痛を引き起こすことには躊躇しないが、同じ理由で同じような苦痛を人間に与えることはしないという意味で種差別主義者」[17]であると述べ、こうした動物に対する残酷な扱いの禁止を主張している。

功利主義による動物の権利擁護は、人間がなぜ平等なのかという問いへとさかのぼるところから始まり、疑うことの難しい原理を定めた後で、それを人間以外の動物へと拡張していくという形によって行われている。この理論の強力なところは、人間とそれ以外の動物の間にある能力差、特に知性や理性といった道徳的な能力の有無にかかわらず、苦痛を感じる能力のある存在すべてを理論の対象とすることができる点である。この理論は前章で挙げた契約主義の問題を克服するものであり、人間が動物の利益に配慮する根拠を直接的に提示することができる。そしてシンガーは、そうした平等な配慮を欠いた種差別の典型的な例として、工場畜産と動物実験を挙げている。ただし、シンガーは決して工場畜産と動物実験を全面的に禁止するようには主張していない。一匹の動物を実験材料にすることにより、何千、何万という人の命が助かるというのであれば、その実験はなされるべきであるという主張をシンガーが拒むことはない[18]。次節でも述べるがここに功利主義の問題がある。

二節　功利主義の問題点

前章でも述べた通り、契約説は「誰が原理を作るのか」という問いと「誰のための原理か」という問いを融合させてしまうため[19]、動物に対する義務を派生的なものとしてしか扱うことができなかった。一方で功利主義には、障がい者や動物のように、理性のような能力を持たなくても、利益を得られる存在すべての利害関心を直接的に考慮することができるという利点がある。また、功利主義は人間と動物両方に共通する感覚性に焦点を当てているため、動物の残酷な扱いについて考える際に非常に強力な理論となる。ヌスバウム

---

[17] シンガー・前掲注（10）43 頁。

[18] 長岡成夫「シンガーの動物解放論」新潟大学教育人間科学部紀要 人文・社会科学編 10(1)16 頁（2007）。

[19] ヌスバウム・前掲注（2）385 頁。

は上の二つの利点を認めたうえで、功利主義の三つの要素（帰結主義、総和主義、善に関する実質的な見解）を挙げ、それぞれに問題があると指摘している[20]。本論文では、このうちの二つ、総和主義と善に関する実質的な見解に対する批判についてのみ取り上げる。ヌスバウムは帰結主義について、それが「単独でもたらす困難はほとんどない」[21]と述べており、動物の権利の問題を考える際に帰結主義を採用することによる理論的な問題はさほど大きくないと思われる。

総和主義についてヌスバウムは、「複数の生を越えて帰結を足し上げる方法を、つまり別個の生の諸々の善を加算、もしくは合計するやり方」[23]であると説明している。功利主義はすべての利害関係者の快楽と苦痛（もしくは選好充足と不充足）を合算することに重点を置いているため、利益という名目のために重度の障がいをもつ者を安楽死させることが場合によっては可能になるなど、一部の関係者にとって非常に厳しい結果を防ぐことができない。動物に関しても同様の問題が発生するが、人間のケース以上に考慮すべき点が増える。まず、どれほどの快楽を得たか（もしくはどれほどの苦痛を味わったか）を異なる種の間で比較することは、同種間の個体差のそれと比べて困難であり、不確定であるということが挙げられる[24]。たとえ正しく種間で効用を正しく算出できたとしても、依然として動物に関しても同様に一部の動物に対する残酷な扱いを完全に防ぐことができないという問題は残ったままである。さらにヌスバウムは、シンガーの選好充足説の立場に関しても、動物が選好を持ちうるか疑わしいと指摘する[25]。しかし、動物が選好を持つことは十分に可能であるように思われる。選好とは、複数の選択肢の中から自分の好むものを選ぶことである。人間はその知性を用いて動物には想像することの出来ない多くの選択肢を思い浮かべることができる。動物に複雑な選択肢を考えることが可能だとは考えにくいものの、動物病院に連れていかれるのを拒む犬がいるように、「苦痛を受けるか、苦痛を避けるか」というような単純な選好を持つことは十分に考えられる。しかし動物に選好を認めたとしても、やはり選好功利主義には問題が残っている。ヌスバウムは、選好の形成される環境に目を向け、ゆがんだ背景的条件のもとで形成された適応的選好の問題があると述べている[26]。

ヌスバウムは功利主義の善に関する見解にも批判を加えている。功利主義の追及する善は、快楽・苦痛といった単一的且つ均一的なものである。尊厳のある生活のためには、単

---

[20] ヌスバウム・前掲注（2）386 頁。
[21] ヌスバウム・前掲注（2）386、387 頁
[23] ヌスバウム・前掲注（2）386 頁。
[24] ヌスバウム・前掲注（2）390 頁。
[25] ヌスバウム・前掲注（2）391 頁。
[26] ヌスバウム・前掲注（2）391 頁。

一で均質の善だけでなく、移動や身体的な達成、他者との関係性など複数の非同質の善を追及できることが不可欠である[27]。尊厳とそれにふさわしい生活を保障することを目的としているケイパビリティ・アプローチにおいて、後に述べるリストにあるような多種多様な権原を定め、多角的に尊厳を考えることは人間と動物の基本的なニーズを満たすことに大いに役立つと考えられる。

ここまで見てきたように、功利主義は動物の権原に関する議論の発展に大きく寄与した理論であるが、その一方で一部の関係者への耐え難い不利益を認めうることや適応的選好が生じうること、感覚性のみを重視し、生活のために必要と思われるその他のニーズを的確にとらえることができないことなど様々な問題があり、いずれも受け入れがたい大きな難点である。

三章　ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ

一節　ケイパビリティ・アプローチの拡張

以下では人間の尊厳を中心に述べられてきたケイパビリティ・アプローチを動物にまで適用できるかについて論じる。ケイパビリティ・アプローチは、「すべての複雑な自然の生き物には何かしら素晴らしくまた畏怖に値するものが存在しているというアリストテレス的な意味において生気を宿して」[28]いるという考えに依拠した人間の尊厳とそれにふさわしい生活という観念から出発している。このアプローチは、人間以外の動物に関する正義の問題を取り上げていないが、ヌスバウムは契約主義や功利主義よりもこのアプローチの方が動物の残酷な扱いを禁止するために役立つと述べている[29]。人間の尊厳ある生活という観念のさらに根底にあるのは、「人間は他者に危害を加えない限りで、人間独自の仕方で繁栄・開花する機会を有するべきであるという発想」[30]である。それにより繁栄・開花への機会が妨げられるような事態においては、その妨げになる原因を排除するよう求める権原があると主張することが可能になる。このアプローチの拡張適用に際して、その動物の権原を守る原理を作ると想定されるのが人間であることが、障害になるように思われる。換言すると、果たして人間は、自分たち人間にとって何の利益にもならない動物を保護する原理、原則を選ぶことができるのかということである。この点に関して検討する必要があるだろう。

この問題を検討する際に、すぐに思いつく案として、動物を原理採択の場に加えることが考えられるが、契約主義について論じた際に出てきた問題がここで生じる。「誰が原理

---

[27] ヌスバウム・前掲注（2）392 頁。
[28] ヌスバウム・前掲注（2）110 頁。
[29] ヌスバウム・前掲注（2）394 頁。
[30] ヌスバウム・前掲注（2）394 頁。

を作るのか」という問いと「誰のための原理か」という問いを融合させているという、相互有利性によって生じる問題である。この問題は、原理を作る人間が相互有利性を目的とするのではなく、人間と人間、人間と動物の間の相互依存性を目的とすることで回避できる。相互依存性というのは、障がいを持つ人が健常な人々や社会からの助けを必要とするように、そして動物の生活とその周囲の環境が、人間の助力によって維持されるように、また動物の助けによって人間の生活が成り立っているというような複雑な依存の関係を指す。原理を選択する人々がこれを念頭に置いていれば、そしてこれが社会的協働の目的となるならば、原理を選択できる者以外の尊厳をも尊重する原理が採択されうる。これにより、動物の善の追及が妨げられているとき、それが不正義であるとして、その妨げになる要因を排除するように、またはその善を促進できるように、法律や政策に訴えかけることができるようになる。

二節　ケイパビリティ・アプローチの特徴

前節でケイパビリティ・アプローチが動物の尊厳をも扱えるように拡張したが、その拡張によって、このアプローチが契約主義や功利主義の見解と比べ、どのように、どこまで動物の権原を保障できるのかを論じる前に、ケイパビリティの特徴について触れておきたい。それは種によって尊厳のある生活の水準が異なること、積極的・消極的義務の区別をしないことである。

(1) 種の規範

動物の尊厳のある生活とは具体的にどのような状態を指すのか。これを的確に言い表すことは難しい。ヌスバウムは、少なくとも尊厳のある生活とは「窮屈で汚い檻に詰め込められ、飢えさせられ、怯えさせられ、叩かれ、…〔中略〕…最小限度のケアだけをなされている」[31]ような状態ではないと述べている。この観念をなるべく具体的に理解するため、これに加えて尊厳の内容が種によって異なることを述べておく必要があるだろう。なぜならばケイパビリティ・アプローチは、善の達成が様々な機能の発揮とその機会の保障によってはじめてなされると主張しているわけであるが、その機会がどこまで保障されるべきかを定める基準は種によって決定されるからである。ヌスバウムは、知的障がいを持つ人間の能力と高度な知能を有しているチンパンジーの能力を比較し、後者の方が思いやりや思考という能力において優ってはいるものの、その人間は他の種の構成員としてではなく、他でもない人間として繁栄・開花する可能性を有すると述べている[32]。チンパンジーにはチンパンジーらしい生活を、犬には犬らしい生活を、人間には人間らしい生活をといったように、ケイパビリティ・アプローチは、それぞれの種を基準とした機能の種類と

---

[31] ヌスバウム・前掲注（2）372 頁

[32] ヌスバウム・前掲注（2）413、414 頁

閾値を設定することで、障がいや置かれた環境などにより繁栄・開花への道を閉ざされている存在への支援を様々な形で実現することができる。

（2）積極的義務と消極的義務

ケイパビリティ・アプローチは種を基準として人間を含めたあらゆる動物に多種多様な権原を認めることができる。しかし政治原理を採択するアプローチとして、それだけでは不十分である。その権原によって原理を採択した私たちがどのような責務を負うことになるのかについて述べておく必要があるだろう。義務に関する伝統的な見解においては、ある人間に生きる権利を認めた際、そのほかの人間たちには、その人間を殺してはいけないということが求められる一方、寄付などによりその生命の維持を援助することが求められたりすることはない。以下ではケイパビリティ・アプローチにおいて、消極的な義務（～してはならない）と積極的な義務（～しなければならない）とを区別するべきかを論じる。

動物においてこの議論を行おうとするならば、動物に対しての残虐な行為の諸々を禁止することは、彼らの尊厳のある生を実現するために必要不可欠であると述べることが出来そうである。それと同時に、動物にその種らしい尊厳のある生を保障することを目的に考えると、人間が動物に対して一切の干渉をしないことこそが、人間に求められるとも考えられる。言い換えれば、私たちは動物に対して一切の妨害をしない代わりに、一切の手助けもしないということが最善であると考えられるのではないか。しかしながら、実験やスポーツなどの娯楽のために用いられる動物や食用のための動物、ペットについて、私たち人間にはそれらのために快適な寝床を作り、定期的にえさを与え、適度に運動させ、疾病を防ぎ、病気になったら病院に連れていき適切な処置を受けさせることが求められると考えている。動物の尊厳を守るという目的から政治原理を導き出すこのアプローチにとっては、何をしなくてはならないか、何をしてはいけないかという積極的義務または消極的義務という区別は意味をなさない。一方野生の動物についてはどのように考えるべきか。それらを何の理由もなく殺すことは悪であるが、私たちは飼育しているわけでもなく、使役しているわけでもない、姿形もよく知らないような野生の動物に対してまでも積極的な義務を負うことになるのだろうか。これについてヌスバウムは次のように述べている。

> 「野生」の動物は、人間の影響を受けることなく、彼らの道を進んでいるように見える。だが、言うまでもなく今日の世界では、多くの場合はそうではありえない。人間は動物の生息環境に広範な影響を及ぼしており、彼らの栄養、自由な移動、および繁栄・開花に関わるほかの側面における機会を決定している。今世紀よりも以前に、人間が「野生」の動物に対する責任を有するということを否定しようとした人でも、

今日では、動物の繁栄・開花の条件への人間の広範な関わりが、そのような責任を人間に与えているということを認めるべきである。[33]

実際人間は、日々大気を汚染し、木々を切り倒し、動物が住む環境に対して大きな影響を与えている。そしてそれによって動物の尊厳のある生活をするための機会が失われていることは紛れもない事実である。動物が十分な暮らしをするための機会を得られないとするならば、それは不正義と呼ぶべき状態であり、私たちはその状況を改善するための積極的な義務を有していると考えるべきである。

三節　ケイパビリティのリスト

ケイパビリティによって尊厳ある生活をなしうる動物の多種多様な善の追及を保障するために、人間の中心的なケイパビリティのリストがどれほど通用するかを確認する。

⑴ 生命

ケイパビリティ・アプローチでは自覚的な利害関心の有無にかかわらず、苦痛や老衰によって死が危害となるまでは、すべての動物に自身の生命を維持する権原があると主張される[34]。ただし、ここでは動物の感覚性の有無によって、導かれる権原の強度が異なることに注意したい。虫のように感覚性を有しないと考えられている存在の生命を奪う場合、もっともな理由に基づく殺害は許される[35]。例えばマラリアを媒介する蚊を殺すケースや作物を荒らす害虫を駆除するケースなどがこれに当たる。感覚性を持つ動物について、ヌスバウムは「スポーツのための理由なき殺害を受けない権原が保証される。毛皮等の贅沢品のための殺害もその範疇に入り、また禁止されるべきである。食料のために動物を飼育する過程におけるすべての残虐な実践・慣行と痛みをともなう殺害は、禁止されるべきである。」[36]と述べており、功利主義がそうするように、理由のない苦痛を与えるということが悪であることを重視し、感覚を持たない動物よりもそれを持つ動物の方が、優先されるケースがある。ケイパビリティ・アプロ―チが功利主義と異なるのは、苦痛を感じさせない方法であっても、それらを殺すことは不正であると主張する点である。功利主義においては感覚性がすべてであるから、苦痛がないのであれば食料のための殺害は正当化されうる。しかしケイパビリティの観点からだと、生きる機能とその機会がはく奪されているわけであるから、たとえ苦痛が生じなかったとしてもその殺害は許されない。ケイパビリティ・アプローチは、功利主義がする以上に強いやり方で、動物の生きる権利を保障することができる。

---

[33] ヌスバウム・前掲注（2）425 頁。

[34] ヌスバウム・前掲注（2）447 頁。

[35] ヌスバウム・前掲注（2）447 頁

[36] ヌスバウム・前掲注（2）447 頁。

⑵ 身体の健康

動物は、疾病や負傷などをせず、もしくはできるだけ小さくし、健康的な生活を営むための権原を有している[37]。

⑶ 身体の不可侵

痛みが伴うかを問わず、暴力や虐待、そのほか有害な扱いによって身体の不可侵性を害されないことへの直接的な権原を有している[38]。

⑷ 感覚・想像・思考

感覚、想像力、思考力を使えるということ。人間においてこのケイパビリティは、教育を受ける権利や、言論の自由、宗教の自由などの幅広い権原を意味している[39]。

⑸ 感情

感覚性を持つ動物のほとんどは恐怖を感じることができる。またそういった動物の多くは怒り、感謝、哀しみ、嫉妬、喜びといった幅広い感情をも経験することができる[40]。

⑹実践理性

人間のケースにおいて実践理性は、「善の構想を形成しかつ自らの人生の計画について批判的に省察することができる」[41]能力と定義づけられている。動物が自らの将来への計画を考える能力を有しているとは考えにくい。それゆえ動物にはこうした権限はないものと考えられる。

⑺連帯

A：個人の間柄に関する部分

動物に特徴的な形態の絆および相互関係に携わること、これらへの機会を持つ権利資格がある[42]。

B：公共的な部分

尊重されかつ尊厳のある存在者として扱われる世界公共文化のなかで暮らす権利資格を有している[43]。

⑻ほかの種との共生

動物には自らの種ではない種と関係を築く権利資格がある[44]。

---

[37] ヌスバウム・前掲注（2）447 頁。

[38] ヌスバウム・前掲注（2）448 頁。

[39] ヌスバウム・前掲注（2）451 頁。

[40] ヌスバウム・前掲注（2）452 頁。

[41] ヌスバウム・前掲注（2）91 頁。

[42] ヌスバウム・前掲注（2）453 頁。

[43] ヌスバウム・前掲注（2）453、454 頁。

[44] ヌスバウム・前掲注（2）455 頁。

⑼遊び

楽しみを経験できること。

⑽環境の管理

A：政治的コントロール

自分の生を律する政治的選択に実効的に参加しうること[45]。このケイパビリティは、人間に参政権や市民権などが保障されることを求める。しかし、動物はこのような政治的な権利を行使することができないので、動物は政治的なコントロールに関する実効的な権限を有さないと考えられる。動物にとっては、政治に参加する人間が、動物の尊厳に注意を払い、動物の利害関心を考慮に入れた政治が行われることが重要である。

B：物質的コントロール

財産（土地と動産の双方において）を維持する権利資格がある[46]。

さて、動物に対する残酷な扱いを禁止するためにこのケイパビリティのリストによって示される私たちの責務とはどのようなものだろうか。ケイパビリティはその多様さのため、積極的・消極的を問わず、私たち人間に多くのことを要求する。生命と不可侵のケイパビリティは動物の理由のない殺害を禁止することを求めるし、そうした法律や政策は現状でも取り組みが進んでいる。身体の健康は、疾病と負傷を防ぎ、治癒できるようにワクチンや医薬品の充実など保健医療体制の充実はもちろん、それを誘発する不衛生や危険といった劣悪な環境の改善をも要求する。また感覚性や感情を持ち、他者との関係を築くことができると考えられるような動物について、人間はそれらを苦しめることを自制することはもちろんのこと、親子が離れ離れになったり、孤独になったりせず、愛情と慈しみにあふれた生活を送ることができるような配慮をしなくてはならない。ここに挙げたリストは、変更することが可能であり、継続的な修正と再考の対象であるとヌスバウムは述べている[47]。

四節　ヌスバウムへの批判

ここではこのアプローチに対して向けられた批判を二つ紹介し、それに対する反論を述べる。一つ目の批判は、種を基準とした尊厳という観念の曖昧さについてである。ヌスバムは、永続的な植物状態にある人間は、思考、知覚、愛着などの可能性が完全に断たれているので、その生に尊厳があるとは言えないとしている[48]。この点ににについて、ケイパビ

---

[45] ヌスバウム・前掲注（2）92 頁。

[46] ヌスバウム・前掲注（2）92 頁。

[47] ヌスバウム・前掲注（2）93 頁。

[48] ヌスバウム・前掲注（2）209 頁。

リティ・アプローチは、人間の尊厳という閾値を設定したことにより、「生きるに値しない生」としての線引きを行ってしまったのではないかという批判がある[49]。しかし、ヌスバウムのアプローチは専ら、社会によって尊厳のある生活への可能性をつぶされた女性や障がい者、動物に法律や政治といった実際的な方法で、その生活を実現させるためのものであった。この根底にあるのは、そうした「できるのに、したいのにそれが許されない」という状態が悪であるという考えなのではないかと思われる。それに照らして考えると、人間の尊厳への意欲を持つことができず、それを可能にする能力も有さず、かつ今後それらを獲得できる見込みがない植物状態の人間の価値ある生を想定することは難しい。

二つ目の批判は、ケイパビリティのリスト化の必要性についてである。ヌスバウムは、動物の扱いに関する法律や政策を作る際の有用な指針としてケイパビリティをある程度まで、具体化させておく必要があると主張していた。これに対して次のような批判がある。

> なぜ 10 のリストが必要であるかという点を，ヌスバウムが明確に答えているわけではない。アリストテレスとの関係については，今後慎重に研究を進めていかなければならないが，どの項目もあまりにも直観的で，なぜそのようなリストが挙げられるに至ったかという点に関する明確な議論が示されていない。最初から「リストありき」というような印象をぬぐうことができない[50]。

これに加えて、このリストが変更されうることを述べながらも、ヌスバウムがこのリストを公表してから 20 年以上も大した変更がなされていないこと、そしてリストの内容に多くの重複があることなども批判されている[51]。確かにこのリストは、人間と動物にある各々固有の権利、権原をある程度明確にするために非常に大きな役割を担っているし、それと同時に、ヌスバウムはこれに依存しているのかもしれない。しかし彼女の真の関心は、ケイパビリティを哲学という学問の素材として提供することではなく、専ら法律や政策に訴えかけ、実際起きている不正と思わしき諸問題を解決することにあるように思われる。尊厳という非常に抽象的な概念をできる限り具体化し、ある程度細分化することで、段階的に問題に取り組みやすくする手助けとなるケイパビリティのリストは、ある種のプラグマティックな側面を有していると考えるのが良いだろう。

おわりに

---

[49] 二川早苗「ヌスバウムの思想 ：社会契約論からケイパビリティ・アプローチへ」倫理学 33 巻 87 頁（2017）。

[50] 佐々木亘「ケイパビリティのリスト －マーサ・C・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ－」鹿児島純心女子短期大学研究紀要 49 号 24 頁（2019）。

[51] 佐々木・前掲注（32）24、25 頁。

ここまでの総括をして本論文を終わりにしたいと思う。ロールズの正義論は、異なる善の構想を持つ者たちでも合意できる正義の原理を導くことができるという前提のもと、所得などの財の格差を是正することを力強く論じることができるが、そのカント的な人格構想と相互有利性に基づく契約の当事者とその契約の対象者を同じにするという理論構造上の制約により、尊厳のある生活をなしうる存在であるにもかかわらず、障がい者や外国人、そして動物を、契約の当事者としてあるいは契約の恩恵を受ける者として想定することができなかった。ベンサムより始まった功利主義は、幸福を唯一の善とし、その幸福を感じる能力、つまりは感覚性（快楽・苦痛を感じる能力）に焦点を当てる。動物の権利に関する議論を最も力強く推し進めたのは、同じく功利主義者のシンガーであり、感覚性を有している存在はその利益に対する平等な配慮を必要とすると論じ、動物に多大な苦痛を与える工場畜産と動物実験の禁止を訴えた。功利主義はこと動物の権利に関わる問題において、感覚性にのみ焦点を当てるという魅力的な出発点を擁しているものの、人間かそれ以外の動物かを問わず、苦しませずに殺すことに関して否定的な立場をとっておらず、尊厳を軽視した帰結をもたらすことが考えられるため、政治原理を選択する際に依拠すべき基準にはなり得ない。

ケイパビリティ・アプローチは、ロールズが正義の範囲から除外してしまった存在の尊厳のある生活を保障するため、機能と機会について、最低限の水準を設定し、障がい・国境・種を超えた正義を追及することができる。動物の尊厳を明確な形で定義することはなされていないものの、少なくとも命を奪われたり、利益や福祉という名目のために痛めつけられたり、衣食住への機会をはく奪されたり、家族や同胞との関係を奪われるといった残酷な扱いを禁じ、そうならないようにする責務が私たち人間にはあるということに、私たちは同意することができるだろう。もちろんこのアプローチには、論証の主要部分で直観に依拠する部分が多く、理論的な背景が希薄なこともあり、ここでは紹介できなかった多くの批判がある。しかし少なくとも、人間が現在進行形で動物の生命と身体、健康、他者との関係性を犯しているという問題に着手するにあたっては、このアプローチとケイパビリティのリストは、他の理論からは導くことのできない優れた法律、あるいは政策を作り出すための重要な役割を担ってくれると考えられるだろう。

参考文献

・宇佐美誠ほか『正義論―ベーシックスからフロンティアまで』（法律文化社、2019）
・佐々木亘「ケイパビリティのリスト －マーサ・C・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ－」鹿児島純心女子短期大学研究紀要 49 号（2019）
・ジョン・ロールズ（川本隆史ほか訳）『正義論』（紀伊国屋書店、2010）
・長岡成夫「シンガーの動物解放論」新潟大学教育人間科学部紀要 人文・社会科学編 10(1)（2007）
・パウル・メンツァー編（小西國夫＝永野ミツ子訳）『カントの倫理学講義』（三修社、1979）
・ピーター・シンガー著（戸田清訳）『動物の解放』（技術と人間、1988）
・二川早苗「ヌスバウムの思想 : 社会契約論からケイパビリティ・アプローチへ」倫理学 33 巻（2017）
・マーサ・C・ヌスバウム（神島裕子訳）『正義のフロンティア　障碍者・外国人・動物という境界を越えて』（法政大学出版局、2012）